第一項又は第九条第一項の承認を受けた後初めて当該農業委員会に前条第一項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。

一～四　（略）

3　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請）

第五十七条の四　（略）

2　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　（略）

六　認定経営発展法人から権利を取得しようとする場合には、農業経営基盤強化促進法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項として当該権利の設定又は移転について同条第一項又は第十六条の三第一項の認定を受けている認定発展計画の写し

七　（略）

第五十九条　法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　認定経営発展法人にあつては、農業経営基盤強化促進法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の氏名又は名称

十～十四　（略）

（農地中間管理権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十一条　法第三十七条の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～四　（略）

五　当該申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

六・七　（略）

五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第九条第一項の承認を受けた後初めて当該農業委員会に前条第一項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。

一～四　（略）

3　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請）

第五十七条の四　（略）

2　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　（略）

（新設）

六　（略）

第五十九条　法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

（新設）

九～十三　（略）

（農地中間管理権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十一条　法第三十七条の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～四　（略）

（新設）

五・六　（略）

2　法第三十七条の規定による裁定の申請は、農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる農地から順次するものとする。

（所有者等を確知することができない場合における利用権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十五条　法第四十一条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　当該申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

五・六　（略）

2　法第四十一条第一項の規定による裁定の申請は、農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる農地から順次するものとする。

（命令書の記載事項）

第九十九条　法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　第二号の履行期限までに正当な理由がなくて原状回復等の措置を講ずべき旨の命令に従わなかつたときは、法第五十一条第三項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を都道府県知事等が公表することがある旨

五　法第五十一条第四項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を都道府県知事等が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨

（新設）

（所有者等を確知することができない場合における利用権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十五条　法第四十一条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四・五　（略）

（新設）

（命令書の記載事項）

第九十九条　法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（新設）

四　法第五十一条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を都道府県知事等が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨